



BOJ *Reports & Research Papers*

2008年7月

2007 年度中における日本銀行の対政府取引

日本銀行企画局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行企画局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

2007年度中における日本銀行の対政府取引

1. はじめに

日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより国庫金を取扱うこととなっており、その取扱いに必要な事務として、政府預金の受入・払出を行っている¹ほか、国庫において予期せざる資金需要が生じた場合等に対応するため、政府との間で様々な取引を実施している。

これらの対政府取引は、会計法などの国庫金に関する法令や日本銀行法に基づいて実施されている。

日本銀行では、こうした法令の定めに基づき、政府との間で行う業務の適切な運営を確保する趣旨から、政策委員会において、対政府取引が満たすべき条件などを定めた「対政府取引に関する基本要領」を制定の上、公表している。また、日本銀行は、業務運営の透明性を一段と向上させる観点から、関連計数を月次統計として公表している²。

本稿は、主として対政府取引に関する月次統計の年度間集計計数に基づいて、2007年度中における対政府取引の概要を整理したものである。

2. 政府の一時的な資金需要への対応等

(1) 政府短期証券の引受け

日本銀行が行う政府短期証券の引受けは、政府からの要請に応じて例外的に行う臨時引受けと、日本銀行の業務運営上必要がある場合に自ら行う引受けの2つに大別される。前者は、公募入札において募残が発生した場合や為替介入の実施等により予期せぬ資金需要が発生した場合に行う

¹ 政府預金の残高は、2007年度末時点では3.5兆円となった。

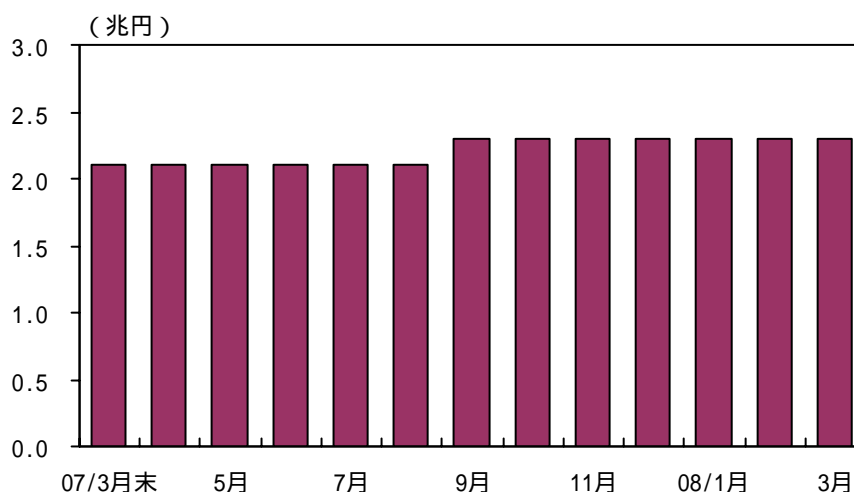
² 日本銀行は、2004年度以降、対政府取引の関連計数を月次統計として公表している（詳しくは、「『日本銀行の対政府取引』について」（2004年5月12日）および「日本銀行の対政府取引」（毎月第5営業日公表）を参照）。

ものである。一方、後者は、現状、日本銀行が外国中央銀行等による円建資金運用に応じるための売却対象資産を確保する目的で行っているものである。

2007年度中においては、上記の臨時引受けは発生せず、上記の日本銀行が自らの業務運営上の必要から行う引受けのみとなった。

各月末における政府短期証券の引受残高は2007年8月までは2兆1,000億円、2007年9月以降は2兆3,000億円で推移した。2007年度中における引受累計額および償還累計額はそれぞれ8兆7,500億円、8兆5,500億円となった。

政府短期証券の引受残高の推移

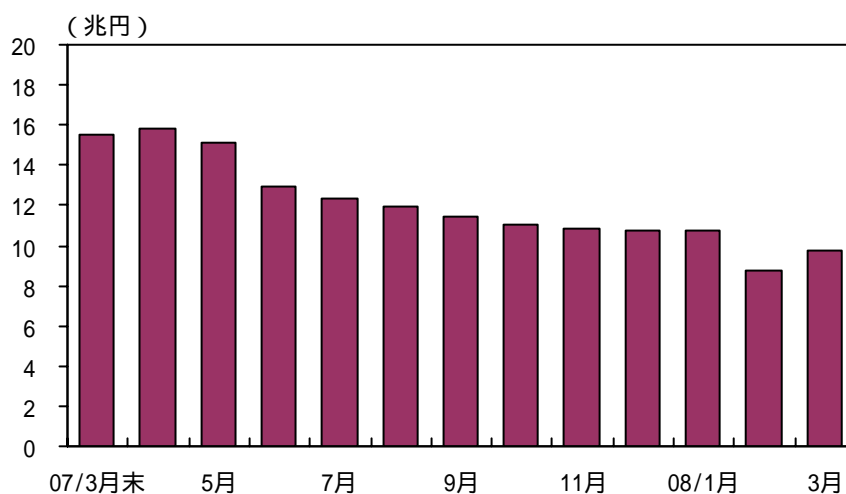


(2) 割引短期国債の引受け

日本銀行では、保有国債の償還時の取扱いについて、各年度毎に政策委員会において、円滑な金融調節遂行のために必要となる資産の流動性が十分確保されるかどうかを慎重に検討した上で決定している。こうした各年度の決定の下で、1999年度以降は、保有する長期国債が償還される際に割引短期国債による借換引受けを行い、原則として、その翌年度に現金で償還を受けてきている。

2007年度については、償還期限の到来した長期国債の借換引受けを割引短期国債(1年物)によって行った(詳細はBox参照)。この結果、日本銀行の2007年度末時点における割引短期国債の引受残高は、9兆7,228億円となった(2006年度末時点では15兆4,896億円)。

割引短期国債の引受残高の推移



【Box】

借換引受け等に関する政策委員会決定

日本銀行では、償還期限の到来する保有国債の借換えのための引受けを行う場合には、「対政府取引に関する基本要領」に基づき、予め年度毎に政策委員会で決定している。

2007 年度中に行う借換引受けに関しては、2006 年 12 月に開催した政策委員会において、2007 年度中に償還期限の到来する長期国債 9 兆 6,559 億 1,400 万円について、割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した³。

なお、2008 年度中に行う借換引受けに関しては、2007 年 12 月に開催した政策委員会において、2008 年度中に償還期限の到来する長期国債 9 兆 6,223 億 4,200 万円について、割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した⁴。

³詳しくは、「平成 19 年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件」(2006 年 12 月 20 日)を参照。

⁴詳しくは、「平成 20 年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けおよび平成 20 年度における国債買入消却への対応に関する件」(2007 年 12 月 20 日)を参照。なお、当該決定を行った 2007 年 12 月の政策委員会においては、2008 年度中に、本行保有国債について、国債整理基金が行う普通国債の買入消却に対し、額面総額 3 兆 4,000 億円を上限として、また、財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政融資

割引短期国債（T B）による借換引受の実施状況

（兆円）

	保有国債の償還期限到来額		T Bによる借換引受額		
	長期国債	T B	長期国債償還見合分	T B償還見合分	買入消却対応分
2003年度	6.4	3.4	6.4	0.0	
2004年度	12.8	6.4	12.8	0.0	0.4
2005年度	15.6	13.2	15.6	5.2	0.6
2006年度	16.6	21.4	16.6	0.0	
2007年度	9.7	16.6	9.7	0.0	
2008年度 （予定）	9.6	9.7	9.6	0.0	

（注1）保有国債の償還期限到来額には、前年12月時点の見込み額を計上。

（注2）T Bの償還期限到来額には、借換引受により取得したT Bの金額のみを計上。短国買入オペにより取得したT Bの償還期限が到来した際には、全額現金償還を受ける扱い。

（注3）2008年度の借換引受額は、政策委員会における決定により、借換引受を行うことが確定している計数。

（3）国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れ

日本銀行は、「対政府取引に関する基本要領」において、国債整理基金および財政融資資金の資金繰り上の必要に応じ、国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れを実施し得る扱いとしている。

2007年度中においては、国債整理基金、財政融資資金のいずれからでも政府短期証券の買入れは行っていない。

3．国債整理基金および財政融資資金の資金運用等に関する取引

日本銀行では、「対政府取引に関する基本要領」において、金融政策遂行上支障が生じない範囲内で、国債整理基金および財政融資資金に対して長期国債の買戻条件付売却（売現先）および政府短期証券・割引短期国債の売却を行うことや、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じることができると定めている。

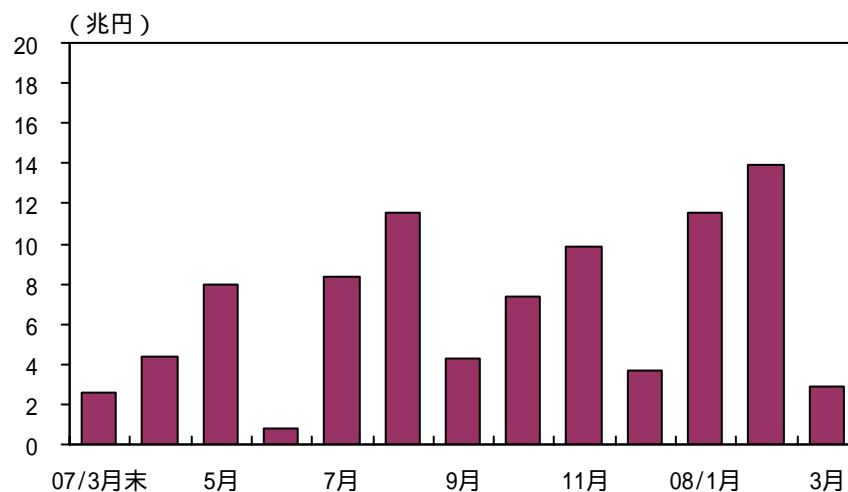
資金特別会計国債の買入消却に対し、額面総額1,000億円を上限として、国債の借換引受を行うことによらず応じることを決定した。

(1) 国債整理基金との取引

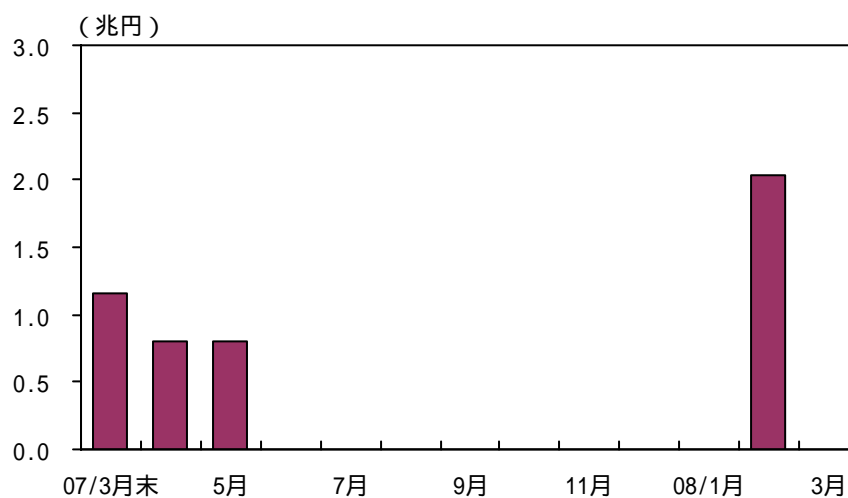
国債整理基金に対する長期国債の売現先残高は、2006年度末時点の2兆5,968億円から、2007年度末時点では2兆8,671億円となった。なお、月末ベースでみた売現先残高の2007年度中のピークは、2008年2月末の13兆9,308億円であった。2007年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ114兆7,872億円、114兆5,171億円であった。

また、2007年度中、国債整理基金に対する割引短期国債の売却も実施し、年度中の売却額は、2兆344億円であった。2007年度末における政府短期証券、および割引短期国債の売却残高はゼロであった。

国債整理基金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



国債整理基金に対する割引短期国債の売却残高の推移

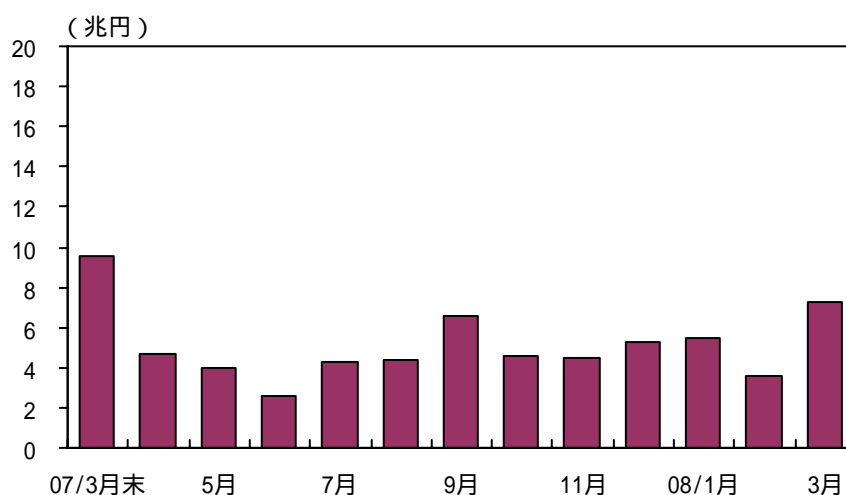


(2) 財政融資資金との取引

財政融資資金に対する長期国債の売現先残高は、2006年度末時点の9兆5,961億円から、2007年度末時点では7兆2,987億円となった。2007年度中の買戻条件付売却および買戻累計額はそれぞれ38兆8,856億円、41兆1,831億円であった。

なお、2007年度中において、財政融資資金に対する政府短期証券および割引短期国債の売却は行っていない。

財政融資資金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



(3) 政府短期証券の繰上償還

2007年度中において、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還は、累計で7,767億円実施された。

以 上